平成３年那審第１３号
漁船恵美丸運航阻害事件　〔簡易〕

言渡年月日　平成３年７月３０日
審　判　庁　門司地方海難審判庁那覇支部（笹岡政英）
副 理 事 官　上原直

受　審　人　Ａ
職　　名　船長
海 技 免 状　一級小型船舶操縦士免状

損　　害
燃料油不足で漂流

原　　因
主機（燃料油系）の取扱不適切

裁 決 主 文
　本件運航阻害は、燃料油管系のプライミングが不適切で、主機が始動不能となったことに因って発生したものである。
　受審人Ａを戒告する。

適　　条
海難審判法第４条第２項、同法第５条第１項第３号

裁決理由の要旨
（事実）
船 種 船 名　漁船恵美丸
総 ト ン 数　０．９トン
機関の種類　ディーゼル機関
出　　力　２６キロワット

事件発生の年月日時刻及び場所
平成２年１２月２０日午後５時３０分ごろ
鹿児島県名瀬港北西方沖合

　恵美丸は、平成２年２月に進水した長さ５．６７メートル、幅１．８６メートル及び深さ０．６８メートルのＦＲＰ製船内外機付遊漁兼用漁船で、主機としてＢ社製造、定格回転数毎分３，０５０のＤ１

３１Ｔ型過給機付４サイクル２シリンダ・ディーゼル機関を備えていた。

また、主機の燃料油管系は、右舷船尾の甲板下に設置した燃料タンク（容量３０リットル）から油水分離器及びゴーズフィルタを経て燃料フィードポンプで吸引した燃料油を、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ及び燃料噴射弁を経て各シリンダに供給しているもので、このほか燃料噴射ポンプにプライミングポンプが付属していた。

ところで、燃料油管系に空気を吸引した場合の処置として、メーカ支給の取扱説明書には、

（１）燃料タンク内の量を確認し、少なかったら補給する。

（２）プライミングポンプ頭部のつまみを左に回してゆるめ、上下に動かし、燃料油を十分に送る。

（３）次に、燃料フィルタの上部に付いているエア抜きプラグをスパナでゆるめて、プライミングポンプを上下させながら、プラグより出る燃料油に気泡がなくなるまで行う。

（４）気泡が出なくなったらプラグを締め付ける。

（５）燃料噴射ポンプ内の空気は、プライミングポンプを上下させ、燃料油に圧力をかければ、オーバーフローバルブが開き、戻りパイプをとおり燃料タンクへ排出される。

（６）プライミングポンプのつまみを押して右に回し、元のとおり完全に締め付けておく。

旨の手順が記載されていた。

受審人Ａは、本船の船長として機関の運転管理にも従事し、同年１２月２０日に進水後初めて出漁することになったが、燃料油管系に空気を吸引した際の処置について、これまで長年扱ったＣ社製造機関のそれと似たようなものであろうと思い、単にプライミングポンプの所在を確認したのみで、主機メーカの技術者から聞くことも、取扱説明書を読むこともなく、事前に十分な検討をしていなかった。

こうして本船は、Ａ受審人が単独で乗り組み、燃料タンクに２５リットル、ポリ容器に２０リットルの軽油を入れ、船首０．２０メートル、船尾０．３５メートルの喫水で、同日午後２時鹿児島県名瀬港大熊を発し、同港沖合漁場で引き縄漁業に従事して若干の漁獲物を得たので、その後主機を毎分２、０００回転にかけて帰港の途についたところ、燃料消費量を誤算していたため、燃料タンクの残量が予想以上に少なくなっていたことに気付かず、やがて同タンクが空になって燃料油管系に空気が吸引され、同５時３０分ごろ、梵論瀬埼灯台から西方４．８海里ばかりの地点において主機が停止し、同受審人は燃料タンクが空になっているのを認め、投錨してポリ容器の軽油を燃料タンクに移し、燃料油管系のプライミングに取り掛かったものの、操作手順を事前に検討していなかったこと及び本船のように燃料タンクを低位置に設けた機関は、それまで長年扱い慣れた重力式燃料タンクを設けた機関ほど取扱いが容易でないことなどから、適切なプライミングが行われず、前示地点において主機の再始動を断念し、運航不能となった。

当時、天候は晴で風はなく、海上は平穏であった。

本船は、無線による連絡の手段がなく前示海域で救援を待つうち、帰りの遅いのを心配した家族からの知らせで、海上保安部の巡視艇や僚船が出動し、翌２１日午前０時ごろ僚船に発見され、同船に引かれて名瀬港に入港した。

（原因）

本件運航阻害は、燃料消費量を誤算して燃料タンクが予期せぬうち空になり、燃料油管系に空気を吸引して航行中主機が停止した際、同管系のプライミングが不適切で、再始動不能となったことに因って

発生したものである。

（受審人の所為）

受審人Ａが、新造船の機関の運転管理に従事する場合、各船、各メーカにより機関の燃料油管系が異なり、同管系のプライミングの方法も長なるから、技術者から説明してもらうなり、取扱説明書を熟読するなどして、燃料油管系に空気を吸引した際のプライミング手順を十分習得しておくべき注意義務があったのに、これを怠り、それまで取り扱った機関のプライミング方法と似たものであろうと思い、前示措置をとらなかったことは職務上の過失である。